

令和7年度 丹波市既存住宅省エネ化促進事業補助金 補助要件チェックシート

補助要件に該当しない場合は、補助を受けることができませんので、申請にあたっては、十分に確認してください。不明な点等がありましたら、お問い合わせください。

【補助要件】 ※「全体改修」又は「部分改修」のチェック欄にレ点を入れて確認

| 全体改修 | 部分改修 | 補助要件 |
|--------------------------|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 申請者は、補助対象となる住宅の所有者である。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 申請者は、当該住宅に居住している。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 当該住宅は、市内に存する既存の戸建て住宅である。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 当該住宅は、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満である。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 当該住宅は耐震性が確保されている。(下記のいずれかに該当する) ① 昭和56年6月1日以降に着工した住宅である。 ② 一定の耐震基準を満たすものとして、建築士の確認を受けている。 ③ 改修後、一定の耐震基準を満たすものとして、建築士の確認を受けている。 ④ 書類により一定の耐震基準が確保されていることを確認できる。 ※ 一定の耐震基準とは、「利用の手引き」に記載する別表第1の耐震基準 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 当該住宅は、下記の区域に存しない。 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域 ・建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 当該住宅は、現状において、省エネ基準を満たしていない。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 事業等の契約前である。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 事業等は、交付申請をする年度の3月2日までに完了する。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 当該補助金の申請は今回が初めてである。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 【他の補助金を利用する場合】補助対象経費が重複していない。 |
| <input type="checkbox"/> | — | 改修後、住宅全体が省エネ基準又はZEH水準に適合する。 |
| <input type="checkbox"/> | — | BELS等の第三者評価を受けている(受ける予定である。) |
| <input type="checkbox"/> | — | 改修工事は住宅改修業者登録制度へ登録している事業者との契約による工事である。 |
| — | <input type="checkbox"/> | 複数の開口部(外気に接する窓又はドア)を改修する。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 設備の効率化に係る工事の補助対象経費は、開口部の断熱化に係る工事及び躯体等の断熱化に係る工事の補助対象経費の合計額が限度である。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 申請者は、市税の滞納がない。 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 申請者は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でない。 |